(五)刺し網を使用して営む漁業（(七)から(十四)までに掲げるものを除く。）																								
(六)はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業																								
(七)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業																								
(八)はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業																								
(九)釣りによっていかをとることを目的とする漁業																								
(十)釣りによってさばをとることを目的とする漁業																								
(十一)釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業																								
(十二)浮はえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業																								
(十三)はえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業（(十)から(十三)までに掲げるものを除く。）																								
(十四)籠を使用してかにをとることを目的とする漁業	15	区	九・二七	六・七八	五・二三	三・一〇	一・四四	二・五一	一・二〇	二・三九	四・六四	〇・一〇												
(十五)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの	16	区	七・五八	五・四三	四・三一	二・四九	一・〇三	二・九九	一・八二	三・二九	五・〇九	〇・一〇												
(十六)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの	17	区	八・二八	六・〇三	四・八〇	三・一二	一・三三	二・六五	一・六三	三・一〇	五・〇九	〇・一〇												
(十七)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの	18	区	一二・三〇	九・一五	七・二〇	四・五八	一・九七	四・〇四	一・三一	二・七一	五・三一	〇・一〇												
(十八)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの																								
(十九)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業（(十七)に掲げるものを除く。）であってその操業期間が九月未満のもの	19	区	一二・七五	九・二五	七・〇五	四・八四	二・一二	四・三一	七・六一	四・一一	六・八四	〇・一〇												
(二十)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業（(十七)に掲げるものを除く。）であってその操業期間が九月以上のもの	20	区	九・七六	六・七八	五・二九	三・八九	一・六二	三・三一	五・八五	三・一一	五・八九	〇・一〇												
(二十一)十トン未満の漁船により(五)から(十四)まで及び(十六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	21	区	一〇・三五	八・四九	七・〇五	四・三七	一・一七	二・六二	四・九〇	二・一一	四・九〇	〇・一〇												
(二十二)(一)から(二十一)までに掲げる漁業以外の漁業（(二十一)から(十四)までに掲げるものを除く。）	22	区	七・五二	六・一四	五・二二	三・四四	〇・八二	一・七五	三・五〇	一・〇	三・七五	〇・一〇												